

## 高松市社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担減額要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、低所得者で特に生計が困難であるもの及び生活保護受給者に対して介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人及び社会福祉事業を直接経営する地方公共団体（以下「社会福祉法人等」という。）が自己の負担により利用者負担（第5条に規定する利用者負担をいう。以下同じ。）を減額する場合の取扱い及びその負担した額が利用者負担額の一定割合を超えた場合における社会福祉法人に対する助成に関し、高松市社会福祉法人助成条例（昭和48年高松市条例第13号）及び高松市社会福祉法人助成条例施行規則（昭和48年高松市規則第14号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(社会福祉法人等による利用者負担の減額の申出)

第2条 利用者負担の減額を行おうとする社会福祉法人等は、社会福祉法人等による利用者負担減額申出書（社会福祉法人等による利用者負担の減額措置）（様式第1号）により市長に申し出なければならない。

(対象サービス)

第3条 利用者負担の減額の対象となるサービスは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に定める訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護とし、前条の規定による申出を行った社会福祉法人等は、その提供するこれらのサービスについて利用者負担の減額を行うものとする。

(減額の対象者)

第4条 利用者負担の減額の対象者は、市町村民税非課税世帯（当該年度における市町村民税が世帯主及びすべての世帯員について課せられていない世帯又は免除されている世帯をいう。）に属する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの及び生活保護受給者とする。ただし、介護保険法施行法（平

成9年法律第124号)第13条第3項第1号の規定により利用者負担が5%以下である要介護旧措置入所者でユニット型個室以外に入所しているものを除く。

(1) 次のすべての要件を満たす者

ア すべての世帯員の申請のあった日の属する年の前年(その日が1月1日から7月31日までの間である場合にあっては前々年)の年間収入(非課税収入、仕送り等も含むものとし、給与収入及び年金収入については支給額とし、事業収入及び譲渡収入については収入から必要経費を控除した額とする。)の合計額が、単身世帯である場合は150万円以下、2人以上の世帯である場合は150万円に世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下である者

イ すべての世帯員の預貯金、有価証券及び債券等の合計額が、単身世帯である場合は350万円以下、2人以上の世帯である場合は350万円に世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下である者

ウ すべての世帯員が、その居住の用に供する家屋その他日常生活のために必要な資産以外に利用し得る資産を有していない者

エ 負担能力のある親族等に扶養されていない者(市町村民税課税者の扶養控除対象者になっていない者又は社会保険の被扶養者になっていない者をいう。)

オ 前年(第6条第1項の規定による減額の申請が1月1日から7月31日までの間にあった場合は、前々年)の収入額から租税、社会保険料、医療費等の必要経費の額を控除して得た額が90万円以下である者

カ 介護保険料を滞納しておらず、かつ、法第69条第1項の規定に基づく給付額減額等の記載のない者

(2) 高松市介護保険境界層措置に関する要綱(平成12年4月1日施行)

第3条第1項第4号の規定に基づく措置を行う者

(減額の対象とする利用者負担の範囲)

第5条 減額の対象とする利用者負担の範囲は、次のとおりとする。

(1) 生活保護受給者以外の者 次のアからカまでに掲げる者の区分に応じ、

それぞれアからカまでに掲げる利用者負担

ア 特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者にあつてユニット型個室に入所している者 ユニット型個室の居住費

イ 平成12年4月1日以降に特別養護老人ホームに入所した者（アに掲げる要介護旧措置入所者を除く。）又は地域密着型介護老人福祉施設に入所した者 当該施設サービス又は当該地域密着型サービスに係る利用者負担額、食費及び居住費

ウ 訪問介護又は夜間対応型訪問介護の利用者 当該指定居宅サービス又は当該地域密着型サービスに係る利用者負担額

エ 通所介護、認知症対応型通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護の利用者 当該指定居宅サービス、当該地域密着型サービス又は当該地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担額及び食費

オ 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護の利用者 当該指定居宅サービス又は当該介護予防サービスに係る利用者負担額、食費及び滞在費

カ 小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者 当該地域密着型サービス又は当該地域密着型介護予防サービスに係る利用者負担額、食費及び宿泊費

(2) 生活保護受給者 短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護に係る個室の居住費（滞在費）

(減額の申請)

第6条 利用者負担の減額を受けようとする者は、社会福祉法人等利用者負担減額対象確認申請書（社会福祉法人等による利用者負担の減額措置）（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 第4条第1号に該当する場合にあつては、前項の申請書に収入申告書（様式第2号の2）を添付しなければならない。

(減額の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、

利用者負担の減額対象としての承認又は不承認の決定をするものとする。

この場合において、承認の決定をしたときは、利用者負担に4分の1（老齢年金受給者については2分の1）を乗じて得た額（生活保護受給者にあつては、利用者負担の全額）を減額するものとする。

- 2 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であつて、当該廃止時点においてこの要綱に基づく軽減又は法に規定する特定入所者介護サービス費もしくは特定入所者介護予防サービス費の支給により居住費に係る利用者負担がなかった者のうち、引き続き第4条に規定する減額の対象者に該当する者に係る前項の規定の適用については、同項後段中「利用者負担に4分の1（老齢年金受給者については2分の1）を乗じて得た額（生活保護受給者にあつては、利用者負担の全額）」とあるのは、「居住費以外の利用者負担額に4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を乗じた額に居住費に係る利用者負担額を加えた額」とする

（決定の通知）

- 第8条 市長は、前条の規定により承認又は不承認の決定をしたときは、社会福祉法人等利用者負担減額対象決定通知書（社会福祉法人等による利用者負担の減額措置）（様式第3号）により申請者に通知する。この場合において、当該決定が承認をする旨のものであるときは、社会福祉法人等利用者負担減額対象確認証（社会福祉法人等による利用者負担の減額措置）（様式第4号。以下「確認証」という。）を併せて交付する。

（減額の適用日）

- 第9条 利用者負担の減額は、第6条の申請があつた日の属する月の初日から適用する。

（確認証の有効期限）

- 第10条 確認証の有効期限は、減額を受けた月の属する年度の翌年度の7月31日までとする。

（減額の実施）

- 第11条 確認証の交付を受けた者は、第3条に規定するサービスを受けようとするときは、あらかじめ、当該サービスを提供する社会福祉法人等に対し、

確認証を提示するものとする。

- 2 社会福祉法人等は、前項の規定により確認証を提示した者については、確認証の内容に基づき、利用者負担の減額を行うものとする。

(減額の適用)

第12条 高松市訪問介護利用者負担額減額要綱（平成12年4月1日制定）の規定による減額の措置を受ける者については、当該措置の適用を行った後、市長が必要があると認めるときに限り、この要綱の規定による利用者負担の減額の措置を適用するものとする。

(社会福祉法人等への助成)

第13条 市長は、社会福祉法人等が利用者負担を減額した総額（市を保険者とする利用者に係るものに限る。以下「減額総額」という。）のうち、当該社会福祉法人等が本来受領すべき利用者負担収入（第3条に規定する減額対象のサービスに関するものに限る。以下「利用者負担収入」という。）の1パーセントを超えた部分に相当する額について、当該社会福祉法人等の収支状況等を考慮して、その額の2分の1以下の範囲内の額を助成するものとする。

ただし、特別養護老人ホームに係る減額総額が当該施設の利用者負担収入の10パーセントを超える場合は、当該超える額の全額を助成するものとする。

- 2 助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うものとする。

(事前協議)

第14条 規則第14条に規定する市長との協議については、第2条の規定による申出をもってこれに代えるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(平成17年度税制改正に伴う経過措置)

2 平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間においては、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第28号)附則第4条各号に掲げる者であって申請のあった日の属する年の前年(その日が1月1日から6月30日までの間である場合にあっては前々年。以下同じ)中の公的年金等の収入金額及び申請のあった日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が80万円を超える者については、第4条に規定する市町村民税世帯非課税者とみなす。この場合においては、同条第1号オ及び第2号の規定は適用せず、同条、第5条及び第7条の適用については、同条第1号ア中「150万円」とあるのは「190万円」と、第5条第1号中「居住費」とあるのは「居住費(その額が補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、基準費用額を上限とする。)」と、同条第2号中「、食費及び居住費」とあるのは「ならびに食費及び居住費(これらが補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、それぞれ基準費用額を上限とする。)」と、同条第5号中「、食費及び滞在費」とあるのは「ならびに食費及び滞在費(これらが補足給付の対象費用であって、補足給付における基準費用額を上回る場合は、それぞれ基準費用額を上限とする。)」と、第7条中「4分の3(老齢年金受給者については2分の1)」とあるのは「8分の1」とする。

(平成21年4月の介護報酬改定に伴う特例措置)

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間においては、第7条中「4分の1」とあるのは「100分の28」と、「2分の1」とあるのは「100分の53」とする。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。